

# 北本市

## kitamoto city

### 職員の懲戒処分について

北本市では、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

#### 【事案1】

- 概要 上司の許可なく勤務時間中に離席し、不在にするなど、職務専念義務に反する行為が認められた。
- 所属名 市民経済部環境課（元都市整備部都市計画政策課）
- 職名及び年齢 主任級職員（35歳）
- 処分年月日 令和4年10月6日
- 処分内容 戒告

#### 【事案2】

- 概要 10日間の欠勤
- 所属名 都市整備部都市計画政策課
- 職名及び年齢 主任級職員（55歳）
- 処分年月日 令和4年10月6日
- 処分内容 戒告